

○国立大学法人鹿児島大学職員給与規則

平成16年4月1日

規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項及び国立大学法人鹿児島大学職員就業規則(平成16年規則第43号。以下「職員就業規則」という。)第29条並びに国立大学法人鹿児島大学船員就業規則(平成16年規則第44号。以下「船員就業規則」という。)第29条の規定に基づき、職員(年俸制の適用を受ける教育職員除く。)の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条第1項後段に規定する労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(給与の区分)

第4条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 本給は、本給月額及び本給の調整額とする。

3 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業医手当、主幹教諭手当、研究力向上手当、幼稚園教育体制支援手当、特勤勤務手当(第31条の規定による手当を含む。第6条第2項及び第48条において同じ。)、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、分娩手当、救急勤務医手当、ヘリコプター搭乗手当、緊急手術等手当、看護職員等処遇改善手当、冬季傭船業務従事手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当とする。

(給与の計算期間)

第5条 本給及び諸手当(通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。)の計算期間は一の月の初日から末日までとする。

2 通勤手当、期末手当及び勤勉手当の計算期間は、各関係条項の定めるところによる。

(給与の支給)

第6条 職員の給与(期末手当、勤勉手当及び研究力向上手当を除く。)の支給日は、毎月21

日とする。ただし、21日が職員就業規則第42条第4項又は船員就業規則第47条に規定する休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、当該日の直前の休日でない日を支給日とする。

2 支給日において、当月分の本給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、産業医手当、主幹教諭手当、幼稚園教育体制支援手当、特地勤務手当及び義務教育等教員特別手当、看護職員等処遇改善手当並びに前月分の特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、分娩手当、救急勤務医手当、ヘリコプター搭乗手当、緊急手術等手当、冬季備船業務従事手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

4 研究力向上手当の支給日は、12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の日割計算)

第7条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇給、降給等により本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。ただし、退職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで本給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から、国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成16年規則第57号。以下「勤務時間、休日、休暇等規則」という。)第13条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、産業医手当、主幹教諭手当、特地勤務手当及び義務教育等教員特別手当の支給について準用する。

(退職時等の支払い)

第8条 職員が第6条に規定する給与の支給日前に退職し、又は解雇された場合であって、当該職員又は権利者から請求があったときは、同条の規定にかかわらず7日以内に支給する。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(非常時払い)

第9条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、第6条に規定する給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。

(本給)

第10条 各職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものとし、次条の本給表によりその月額を定めて、これを支給する。

(本給表の種類)

第11条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職本給表(一)(別表第1—1)
- (2) 一般職本給表(二)(別表第1—2)
- (3) 海事職本給表(一)(別表第2—1)
- (4) 海事職本給表(二)(別表第2—2)
- (5) 教育職本給表(一)(別表第3—1)
- (6) 教育職本給表(二)(別表第3—2)
- (7) 教育職本給表(三)(別表第3—3)
- (8) 医療職本給表(一)(別表第4—1)
- (9) 医療職本給表(二)(別表第4—2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、別に定める基準による。

(初任給)

第12条 新たに採用する職員の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第13条 職員の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 職員(次項の適用を受ける職員を除く。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして第15条第2項に定める職員(以下「特定職員」という。)にあつては3号給)とすることを標準として学長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員の第1項による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合及び特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定するものとする。

4 職員が職員就業規則第50条(同条第1項を除く。)又は船員就業規則第61条(同条第1項を除く。)の規定による表彰若しくは顕彰を受けた場合又は研修に参加し、その成績が特

に良好な場合においては、前3項の規定による昇給のほか、上位の号給に昇給させることができる。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(昇給日)

第14条 昇給日は、前条第4項の場合を除き、毎年1月1日とする。

(昇給の基準)

第15条 第13条に規定する昇給(同条第4項を除く。)は当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は昇給しない。

2 第13条第2項に定める特定職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 海事職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(2) 教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの

(3) 医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの

(4) 医療職本給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

3 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長が定めるところにより行うものとする。

(1) 勤務成績が極めて良好である職員 A

(2) 勤務成績が特に良好である職員 B

(3) 勤務成績が良好である職員 C

(4) 勤務成績がやや良好でない職員 D

(5) 勤務成績が良好でない職員 E

4 昇給の号給数は、昇給区分に応じて次の表に定める号給数とし、昇給の号給数が零となる職員は、昇給しない。この場合において、表の上段の号給数は第13条第2項の適用を受ける職員に、下段の号給数は同条第3項の適用を受ける職員に適用する。

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8号給以上	6号給	4号給(特定職員にあっては、3号給)	2号給	0
	2号給以上	1号給	0	0	0

5 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、第3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 学長が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新

たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第3項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 学長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者等の昇給の号給数は、第4項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(学長の定める職員にあつては、第3項から第5項まで、第9項及び第10項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で別に定める号給数)とする。

7 第4項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第4項又は前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 第4項及び第6項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

9 第5項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

10 第3項、第5項及び前項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、別に定める割合におおむね合致していなければならない。

11 一の昇給日において第3項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員数、前項に定める割合等を考慮して別に定める号給数を超えてはならない。

(昇格)

第16条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

(降格)

第17条 職員が職員就業規則第23条又は船員就業規則第23条により降任された場合には、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級及び本給月額)

第18条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の本給は、その異動後の職務に応じ、別に定めるところにより決定するものとする。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級及び本給月額)

第19条 職員を本給表の適用を異にして他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級及び本給月額は、その異動後の職務に応じ、別に定めるところにより決定するものとする。

(再雇用職員)

第20条 国立大学法人鹿児島大学職員再雇用規則(平成16年規則第54号。以下「再雇用規則」という。)により採用されたフルタイム勤務の職員(以下「フルタイム勤務職員」という。)の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 再雇用規則により採用された短時間勤務の職員の本給月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による本給月額に、再雇用規則第6条2号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間、休日、休暇等規則第5条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(本給の調整額)

第21条 同じ職務の級に属する他の職員に比べ職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤労環境等その他の勤労条件において特殊性があり、本給月額が適当でないと認められる職務を担当する職員に対し、その特殊性に基づき、本給の調整額を支給する。

- 2 本給の調整額は、別表第5に掲げる職員に支給し、支給額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が本給月額の100分の4.5を超えるときは、本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第5の調整数を乗じて得た額とする。
- 3 附属病院に勤務する職員のうち、次に掲げる者については、前項に掲げる職員に準じて、調整数1の本給の調整額を支給することができる。

(1) 救命救急センターに勤務する看護師長、看護師、助産師、准看護師及び看護助手

(2) 救命救急センターにおいて救急患者の診療に直接従事することを本務とする医師
(管理職手当)

第22条 管理又は監督の地位にある職を占める職員のうち別表第7に定めるものについて、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 前項に規定する管理職手当の月額、職員に適用される本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る区分に応じ、別表第7の2に定める額とする。また、同手当の月額は、勤務が深夜に及んだ場合における労基法第37条第4項に規定する割増賃金相

当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第23条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認める職に新たに採用された職員(教育職本給表(一)の適用を受ける職員であつて、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の支給期間及び支給額は、別表第8のとおりとする。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般職(一)9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一)9級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般職(一) 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職(一) 9級以上職員等が一般職(一) 9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職(一) 8級職員等が一般職(一) 8級職員等及び一般職(一) 9級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一) 9級以上職員等以外のものが一般職(一) 9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職(一) 8級職員等及び一般職(一) 9級以上職員等以外のものが一般職(一) 8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第25条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事業若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるもの、独立行政法人若しくは国立大学法人に雇用される者(以下「行政執行法人職員等」という。)であつた者のうち、給与法に規定する地域手当(これに相当する手当を含む。)を受けていた者が、人事交流等により引き続き国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の職員に採用された場合(異動前に在勤していた勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。)には、採用の日から2年を経過するまでの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用前の支給割合(採用前の支給割合が当該採用の後に改定された場合にあつては、当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。)
- (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
(広域異動手当)

第25条の2 行政執行法人職員等が、引き続き本学の職員となった場合(採用の事情等を考慮して必要があると学長が認める場合に限る。)において、勤務箇所間の距離(当該採用等の日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と当該採用等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(採用等の直前の住居と当該採用等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるときは、当該職員には、当該採用等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該採用等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第26条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。

職員の区分	手当額	
(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学、他の法人及び国の機関により有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。)	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	
	イ 月額27,000円以下 の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

<p>(2) 第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等及び国の機関による宿舍を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認めたもの</p>	<p>職員の区分第1号規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p>
--	--

(通勤手当)

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月))につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次の表の職員の区分に応じ、同表

に定める額

職員の区分	手当額
イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額。

3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を支給単位期間の月数で除して得た額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、

20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、行政執行法人職員等であった者から、人事交流等により引き続き本学の職員となった場合に準用する。

(単身赴任手当)

第28条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

交通距離の区分	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

3 第1項の規定は、行政執行法人職員等であった者から、人事交流等により引き続き本学の職員となった場合に準用する。

(特殊勤務手当)

第29条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特

別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される勤務の内容、支給額等は、別表第9のとおりとする。
(産業医手当)

第29条の2 産業医に選任された職員には、産業医手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は、兼務する場合に限り、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 郡元地区事業場産業医 10,000円
 - (2) 下荒田地区事業場産業医 5,000円
 - (3) 桜ヶ丘地区事業場産業医 20,000円
- (主幹教諭手当)

第29条の3 主幹教諭に選任された職員には、主幹教諭手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は、7,500円とする。
(研究力向上手当)

第29条の4 競争的研究費からの研究代表者等の人件費の支出により確保された財源を活用した研究人材の戦略的強化として、競争的研究費の直接経費から当該競争的研究費の研究代表者又は分担者等の給与水準の向上を実施する職員には、研究力向上手当を支給する。

- 2 研究力向上手当の支給の範囲、支給額その他研究力向上手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 前2項の手当については、第40条に規定する期末手当の基準日に在職する教育職員に対して支給する。

(幼稚園教育体制支援手当)

第29条の5 教育学部附属幼稚園における教育等の業務に従事することを本務とする教育職員には、幼稚園教育体制支援手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は、12,000円とする。
(特地勤務手当)

第30条 生活の著しく不便な地に所在する勤務箇所として次に掲げる施設に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- (1) 農学部附属農場入来牧場
- (2) 水産学部附属海洋資源環境教育研究センター東町ステーション

- 2 特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の合計額の100分の8を超えない範囲内で別に定める。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第31条 職員が勤務箇所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する勤務箇所又はその移転した勤務箇所が特地勤務箇所又は学長が

指定するこれらに準ずる勤務箇所に該当するときは、当該職員には、別に定めるところにより、当該異動又は勤務箇所の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は勤務箇所の移転の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間)、本給及び扶養手当の月額合計額の100分の5を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、休日である場合、勤務時間、休日、休暇等規則第24条に規定する休暇による場合又は疾病に係る就業禁止の措置(国立大学法人鹿児島大学職員労働安全衛生管理規則(平成16年規則第53号)第39条で定めるものに限る。)により、当該療養のため勤務しない場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のための勤務時間、休日、休暇等規則第29条に規定する病気休暇の期間につき労基法第76条の規定による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による補償等(以下「労災補償等」という。)を受ける場合にあつては、当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等を受ける額に相当する額を控除した額を支給する。

(超過勤務手当)

第33条 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 所定の勤務時間を超えて勤務した全時間が1箇月について60時間を超えた場合は、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第34条 休日に勤務することを命ぜられた職員には、休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135(その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第35条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第37条に規定

する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第36条 第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第33条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第37条 第32条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額、これに対する地域手当、広域異動手当及び特勤勤務手当の月額並びに初任給調整手当、産業医手当、主幹教諭手当、幼稚園教育体制支援手当、看護職員等処遇改善手当及び義務教育等教員特別手当の月額の合計額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条から第35条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が第29条に規定する特殊勤務手当を支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額(1月単位で支給されるものにあつては、その額を毎年4月1日を起算日とした1年間における1月平均所定勤務時間で除して得た額、1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額)を、前項の規定による額に加算した額とする。

(宿日直手当)

第38条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、次の表に掲げる種類の区分に応じた支給額の宿日直手当を支給する。

種類の区分	支給額(1回当たり)
一般の宿日直勤務	5,900円
医師の宿日直勤務	15,000円

(分娩手当)

第38条の2 分娩手当は、附属病院において、勤務時間外又は休日に分娩業務に従事した職員(教育職本給表(一)の適用を受ける職員であつて、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証を有する者に限る。)に支給する。

2 前項の手当の額は、分娩(多胎分娩を含む。)1回(1人)につき20,000円(宿日直者が従事した場合は10,000円)とする。

(救急勤務医手当)

第38条の3 救急勤務医手当は、附属病院において、救命救急センター又は集中治療部に所属する医師のうち、所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間又は休日に診療等の業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1回につき20,000円とする。

(ヘリコプター搭乗手当)

第38条の4 ヘリコプター搭乗手当は、次に掲げる業務に従事した医師及び医療職本給表(一)又は医療職本給表(二)の適用を受ける職員に支給する。

- (1) 出動要請を受けてドクターヘリ(救急用の医療機器等を装備したヘリコプターをいう。)に搭乗し、救急医療等の業務に従事したとき。
- (2) 出動要請を受けて防災ヘリコプター等に搭乗し、救急医療、転院時の患者急変に備える等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、1回につき医師5,000円、医療職本給表(一)又は医療職本給表(二)の適用を受ける職員3,000円とする。

(緊急手術等手当)

第38条の5 附属病院において、緊急手術等を行った場合は、緊急手術等手当を支給する。

2 緊急手術等手当の支給の範囲、支給額その他緊急手術等手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(看護職員等処遇改善手当)

第38条の6 看護職員等処遇改善手当は、附属病院において、診療、看護、検査等及びその他これらに準ずる業務に従事した看護師、医療技術職員等で病院長が認めた職員に支給する。

2 前項の手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 看護師、助産師及び准看護師 12,000円
- (2) 前号以外の職員 3,000円

(冬季備船業務従事手当)

第38条の7 水産学部練習船において、冬季(12月から3月まで)に備船業務に従事した場合は、冬季備船業務従事手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき1,800円とする。

(管理職員特別勤務手当)

第39条 第22条第1項の規定により管理職手当を支給される職員(以下「管理監督職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間、休日、休暇等規則第13条及び第14条に基づく休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合、次に掲げる当該職員の占める役職に係る管理職手当の区分に応じ、勤務1回につき、次の表に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

管理職手当の区分	手当額
1種	12,000円
2種	10,000円
3種	8,500円
4種	7,000円
5種	6,000円

(2) 前項に規定する場合、勤務1回につき、次に掲げる当該職員の占める役職に係る管理職手当の区分に応じ、次の表に定める額とする。

管理職手当の区分	手当額
1種	6,000円
2種	5,000円
3種	4,300円
4種	3,500円
5種	3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理監督職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、第6条第3項に定める日(次条及び第42条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡した職員(第49条第8項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、別に定める職員を除く。第43条において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の100)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 フルタイム勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各本給表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別表第10に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理職手当で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項の在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6月以内の期間において、人事交流等により行政執行法人職員等から引き続き本学の職員となった者について、本学の職員となる直前に属していた機関が期末手当に相当する手当を支給しないこととしている場合においては、当該機関における在職期間を本学の在職期間に通算する。
- 7 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
 - (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - ア 無給休職者(職員就業規則第15条第1項各号(第2号を除く。)又は船員就業規則第15条第1項各号(第2号を除く。)の規定により休職とされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
 - イ 刑事休職者(職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第15条第1項第2号の規定により休職とされている職員をいう。)
 - ウ 停職者(職員就業規則第51条第1項第3号又は船員就業規則第64条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。)
 - エ 育児休業者(職員就業規則第47条又は船員就業規則第60条の規定により育児休業をしている職員をいう。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - オ 介護休業者(職員就業規則第48条又は船員就業規則第61条の規定により介護休業をしている職員をいう。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - カ 自己啓発等休業者(職員就業規則第48条の2又は船員就業規則第61条の2の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。)のうち、基準日以前の6月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - キ 大学院修学休業者(鹿児島大学教員の選考に関する規則(平成16年規則第48号)第8

条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。)

(2) 基準日前1月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員

ア 退職した日において前号に該当する職員であった場合

イ 退職した後基準日までの間において行政執行法人職員等となった者(本学の在職期間を当該職員としての在職期間に通算することとしている者に限る。)

(期末手当の不支給)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第51条第1項第1号又は船員就業規則第62条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第24条第2項第2号又は船員就業規則第24条第2項第2号の規定により解雇した職員

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差し止め)

第42条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人としての職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則(平成16年規則第47号)第4条に規定

する審査説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第43条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、第6条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が別に定める基準に従って定める割合に、基準日以前6月以内における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90

4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

(1) 前項の職員のうちフルタイム勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうちフルタイム勤務職員 当該フルタイム勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第40条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第43条第3項」と読み替えるものとする。

5 第40条第7項の規定は、同項第1号中ア及びイを「休職者(職員就業規則第15条第1項及び船員就業規則第15条第1項の規定により休職とされている職員(第49条第1項の規定の適用を受ける者を除く。)をいう。)」に読み替えて勤勉手当の支給について準用する。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは「第43条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第43条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

第44条 削除

(義務教育等教員特別手当)

第45条 教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(フルタイム勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、別に定める。

3 教育学部附属幼稚園に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長(専任に限る。)、副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

第46条 削除

(特定の職員についての適用除外)

第47条 第33条から第35条までの規定は、管理監督職員には適用しない。

2 第23条から第26条まで、第28条、第30条及び第31条の規定は、フルタイム勤務職員には適用しない。

(管理職手当、扶養手当、地域手当等の支給方法)

第48条 管理職手当、扶養手当、地域手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、分娩手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は別に定める。

(休職者の給与)

第49条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額(労災補償等を受ける場合にあつては、当該労災補償等の額に相当する額を控除した額)を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第15条第1項第4号又は船員就業規則第15条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 職員が職員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号又は船員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、

これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

- 7 職員就業規則第15条第1項各号又は船員就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡したときは、同項の規定により第6条第3項で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは、「第49条第8項」と読み替えるものとする。

(復職時調整)

第49条の2 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができるものとする。

- 2 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができるものとする。
- 3 介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができるものとする。
- 4 自己啓発等休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業の期間を大学等における修学(職員として職務に特に有用であると認められるものに限る。)又は国際貢献活動のためのものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができるものとする。

(給与の半減)

第50条 当分の間、第32条の規定にかかわらず、職員が負傷(職務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(職務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(国立大学法人鹿児島大学職員労働安全衛生管理規則第39条で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して60日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の本給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半

減に関し必要な事項は、別に定める。

(この規則により難い場合の措置)

第51条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

第52条 職員の給与に関して、本規則に規定するもののほか、実施について必要な事項は学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 施行日において適用される本給表は、施行日の前日における給与法適用時における俸給表を、次の表により切り替えて決定する。

俸給表	本給表
行政職俸給表(一)	一般職本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職本給表(二)
海事職俸給表(一)	海事職本給表(一)
海事職俸給表(二)	海事職本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職本給表(三)
医療職俸給表(二)	医療職本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療職本給表(二)
指定職俸給表	指定職本給表

(2) 施行日の前日における俸給表における職務の級に在級した期間は、施行日において適用される職務の級に在級した期間に通算する。

(3) 施行日において適用される号給又は本給月額(以下「号給等」という。)は、俸給表における号俸と同じ本給月額の本給表における号給(俸給表における職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の本給月額)とする。

(4) 施行日の前日における号俸又は俸給月額(以下「旧号俸等」という。)を受けていた期間(当該旧号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。)は、施行日において適用される号給等を受ける期間に通算する。

(5) 施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の判定は、施行日の前日における号俸等を受けることとなった日以後の期間(当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。)について行うものとする。

- (6) 施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、この規則の第13条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。
- (7) 施行日の前日において、給与法の規定に基づき扶養手当、通勤手当、住居手当又は単身赴任手当（以下この項において「諸手当」という。）を支給されていた職員にあっては、当該支給に係る諸手当の届出及び認定をもって、施行日において、この規則に基づく届出及び認定がなされたものとみなす。
- (8) 施行日の前日において給与法の規定に基づく調整手当の異動保障の適用を受ける職員については、施行日から2年の範囲内で、第25条の規定を適用し、調整手当を支給する。
- (9) 平成16年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給にあっては、平成15年12月2日以降の給与法の適用を受けていた期間を、この規則による在職期間又は勤務期間に通算する。
- (10) 施行日の前日において給与法第23条の規定により給与を支給されていた職員が、施行日において引き続き第49条の規定により給与を支給されることとなる場合にあっては、施行日の前日まで引き続いた休職の期間は、同条に規定する休職の期間に通算する。
- (11) 施行日の前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病（業務上又は通勤によるものを除く。）のため病気休暇を承認された場合の第50条の適用にあっては、第50条中「60日」とあるのは「90日」と読み替えるものとする。
- (12) 指定職本給表の適用については、施行日に在職する医学部長、歯学部長及び工学部長がその職を終了するまでの間、適用するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級という。」）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 3 切替日の前日において改正前の国立大学法人鹿児島大学職員給与規則（以下「旧規則」という。）別表第1—1から別表第4—2までの本給表を受けていた職員の切替日におけ

る号給(以下「新号給」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて別に定める号給とする。

- 4 切替日の前日において本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は別に定める。
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 6 前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は旧規則に従って定められたものでなければならない。
- 7 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に100分の99.34(平成22年3月1日において、適用される本給表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)にあっては、当該本給月額に100分の99.1)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則(平成23年3月1日施行)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては当該額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額))を本給として支給する。

本給表	職務の級	号給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
海事職本給表(一)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から8号給まで
海事職本給表(二)	1級	1号給から64号給まで
	2級	1号給から44号給まで
教育職本給表(一)	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで

	3級	1号給から12号給まで
教育職本給表(二)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
教育職本給表(三)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
医療職本給表(一)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職本給表(二)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 8 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に定める職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 9 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項に準じて、本給を支給する。
- 10 平成22年3月31日までの間における改正後の第13条の規定の適用については、第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、第3項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。
- 11 平成19年1月1日までの間における改正後の第13条第1項の規定の適用については、同項中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、改正後の第15条の規定の適用については、第4項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(第13条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE)」と、第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日」とする。
- 12 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における改正後の第15条第4項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E(第13条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE)」とする。
- 13 平成19年1月1日において、一般職員を改正後の第13条第1項の規定による昇給(同条

第4項により行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日から平成18年12月31日までの期間の月数を12月で除して得た数に相当する号給数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が零となる一般職員
 - (2) 改正後の第13条第3項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
 - (3) 次項第3項に掲げる一般職員で学長が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 14 一般職員の基準号給数は、改正後の第15条第1項に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上(第13条第3項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、4号給以上)
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下
- 15 学長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他学長の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 16 附則第13項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 17 切替日の前日から引き続き本給の調整額を適用されている職員について、その者に係る調整基本額が切替日の前日にその者に適用されていた調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、改正後の第21条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給する。
- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

附則別表 職務の級の切替表(附則第2項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
	10級	
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
教育職本給表(一)	5級	5級
		6級

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第46条については平成18年4月1日から適用する。

2 この規則の第22条の規定により、施行日の前日から引き続き管理職手当を支給されている職員について、その者に係る管理職手当の額が施行日の前日にその者に適用されていた管理職手当の額に100分の99.83(減額改定対象職員にあっては、当該管理職手当の額に100分の99.59)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、改正後の第22条の規定による管理職手当の額(附則(平成23年3月1日施行)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))のほか当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(附則(平成23

年3月1日施行)第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額については、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年2月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成19年6月期における改正後の規則第43条の規定の適用については、第2項第1号中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とあるのは、「100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の92.5)」とし、平成19年12月期における同条の規定の適用については、第2項第1号中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とあるのは、「100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)」とし、規則改正後に差額を支給する。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年6月26日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に改正前の規則第26条第1項第2号による住居手当の認定を受けた職員には、同号による支給期間に限り同号による住居手当を支給する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の第22条の適用により、施行日の前日から引き続き管理職手当を支給されている学科長の在任期間における管理職手当額は、改正後の別表第7及び別表第7の2にかかわらず、施行日の前日に現にその者が支給されていた区分の額とする。

附 則

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年3月1日から施行する。ただし、第38条の改正規定は、平成23年2月1日から施行し、附則第7項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員(フルタイム勤務職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額(当該特定職員が第50条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「本給月額減額基礎額」という。))
 - (2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
 - (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する広

域異動手当の月額)

- (4) 期末手当 それぞれその基準日(第40条第1項に定める「基準日」をいう。以下次号において同じ。)現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。)において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第40条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理職手当で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第40条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日(第43条第1項に定める「基準日」をいう。)現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。)において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第43条第4項において準用する第40条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理職手当で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第43条第2項に定める割合及び同項における別に定める割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第43条第4項において準用する第40条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合

を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第43条第2項に定める割合及び同項における別に定める割合を乗じて得た額)

(6) 第49条第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第49条第1項 前各号に定める額

イ 第49条第2項又は第3項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第49条第4項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第49条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第49条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

カ 第49条第8項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項又は第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
海事職本給表(一)	6級
教育職本給表(一)	5級
教育職本給表(二)	4級
教育職本給表(三)	4級
医療職本給表(一)	6級
医療職本給表(二)	6級

3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第37条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を同項に規定する1月平均所定勤務時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び

広域異動手当の月額合計額を同項に規定する1月平均所定勤務時間で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 5 附則第2項の規定が適用される間、第43条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425(特定管理職員(第40条第2項に定める「特定管理職員」をいう。以下この項において同じ。))にあつては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95(特定管理職員にあつては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。
- 6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
- 7 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があるとして学長が認める者の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行し、附則第7項から第9項までの規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第11条第1項各号に掲げる本給表(医療職本給表(一)及び医療職本給表(二)を除く。)の適用を受ける職員に対する本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第7項、第8項及び第9項の規定による本給を含み、当該職員が第50条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額(附則(平成18年4月1日施行)第7項、第8項及び第9項の規定による本給を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表欄及び職務の級欄の区分に応じそれぞれ同表に定める割合(以下「支給減額率」という。)

を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
海事職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6级以上	100分の9.77
海事職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
教育職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
教育職本給表(二)	2級以下(第40条第5項の規定の適用を受ける者、教頭及び附属特別支援学校主事を除く。)	100分の4.00
	2級以下(第40条第5項の規定の適用を受ける者、教頭及び附属特別支援学校主事に限る。)	100分の6.00
	3级以上	100分の8.00
教育職本給表(三)	2級以下(第40条第5項の規定の適用を受ける者及び教頭を除く。)	100分の4.00
	2級以下(第40条第5項の規定の適用を受ける者及び教頭に限る。)	100分の6.00
	3级以上	100分の8.00

3 特例期間においては、職員に対して支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を

乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(3) 広域異動手当 当該職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

(4) 特地勤務手当 当該職員の本給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(5) 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の本給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額

(6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

(8) 第49条第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第49条第1項 前項及び前各号に定める額

イ 第49条第2項又は第3項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第49条第4項 前項、第2号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第49条第5項 前項、第2号及び第3号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第49条第6項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

カ 第49条第8項 第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項又は第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

4 特例期間においては、第37条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を同項に規定する1月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 特例期間においては、附則(平成23年3月1日施行)第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第6号から第8号まで並びに前項の規定の適用については、第2項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「本給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「本給月額に対する広域異動手

当の月額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則(平成23年3月1日施行)第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びオ中「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」と、同号ウ及びエ中「前項、第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項、第2号及び第3号」と、同号カ中「第6号」とあるのは、「第5項の規定により読み替えられた第6号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則(平成23年3月1日施行)第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 この規則の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 平成24年4月1日において附則(平成18年4月1日施行)第7項の規定による本給に関する状況を考慮して36歳に満たない職員(同日において、その属する職務の級における最高の号給を受ける職員(以下「除外職員」という。))を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第13条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるとして学長が認める者の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるとして学長が認める者にあつては、2号給)上位の号給とする。
- 8 平成25年4月1日において附則(平成18年4月1日施行)第7項の規定による本給に関する状況を考慮して39歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるとして学長が認める者の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 9 平成26年4月1日において附則(平成18年4月1日施行)第7項の規定による本給に関する状況を考慮して45歳に満たない職員(同日において除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるとして学長が認める者の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 10 第3項(第1号及び第8号を除く。)及び第4項の規定は、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)の適用を受ける職員には適用しない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第11条、第21条、第23条及び第27条の改正規定については、平成26年4月1日から適用し、第43条及び平成23年3月1日施行附則の改正規定については、平成26年12月1日から適用する。
- 2 平成27年3月31日までの間における第13条及び第15条の規定の適用については、第13条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とし、第15条第4項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数から1を減じて得た数に相当する号給数(当該号給数が負となるときは、0)」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 規則の施行の日(以下「切替日」という。)の前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員になった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより同項の規定に準じて、本給を支給する。

- 5 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第25条の2の規定の適用については、同項1号中「100分の10」とあるのは、「100分の8」と、同項2号中「100分の5」とあるのは、「100分の4」とする。
- 7 切替日前に職員が、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第25条の2の規定の適用については、同項1号中「100分の10」とあるのは、「100分の6」と、同項2号中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。
- 8 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の月額は、第28条第2項中「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月18日から施行する。ただし、第11条、第22条及び第23条の改正規定については、平成27年4月1日から適用し、第43条及び平成23年3月1日施行附則の改正規定については、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月26日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年2月16日から施行する。ただし、第11条、第22条及び第23条の改正規定については、平成28年4月1日から適用し、第43条及び平成23年3月1日施行附則の改正規定については、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第24条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項、第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円)」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に

係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一)9級以上職員等以外の職員から一般職(一)9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一)9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(行(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第24条第1項ただし書及び同条第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、同条第3項、第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職(一)9級以上職員等から一般職(一)9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一)9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一)9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に

限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一) 9級以上職員等から一般職(一) 9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一) 9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一) 9級以上職員等以外の職員から一般職(一) 9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一) 9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職(一) 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第24条第1項ただし書並びに同条第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、同条第3項、第5項から第7項までの適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職(一) 8級職員等」とあるのは「一般職(一) 8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族(一般職(一) 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」がある場合、一般職(一) 9級以上職員等から一般職(一) 9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職(一) 9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職(一) 9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族(一般職(一) 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職(一) 9級以上職員等から一般職(一) 9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一) 9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職(一) 9級以上職員等以外の職員から一般職(一) 9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職(一) 9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶

養親族(一般職(一) 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職(一) 8 級職員等が一般職(一) 8 級職員等及び一般職(一) 9 級以上職員等」とあるのは「一般職(一) 8 級以上職員等が一般職(一) 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「一般職(一) 8 級職員等及び一般職(一) 9 級以上職員等」とあるのは「一般職(一) 8 級以上職員等」と、「が一般職(一) 8 級職員等」とあるのは「が一般職(一) 8 級以上職員等」とする。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年 1 月25日から施行する。ただし、第11条、第22条及び第23条の改正規定については、平成29年 4 月 1 日から適用し、第43条及び平成23年 3 月 1 日施行附則の改正規定については、平成29年12月 1 日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

2 平成30年 4 月 1 日において37歳に満たない職員のうち、平成27年 1 月 1 日において第13条第 1 項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成30年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年 2 月27日から施行し、平成30年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 9 の改正規定については、平成31年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月23日から施行し、平成31年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日において、改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っているもののうち、当該住居手当の月額に相当する額(以下この項において「旧手当額」という。)から改正後の第26条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第26条の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月24日から施行し、令和2年7月3日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月28日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年9月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月26日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年1月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第43条第2項の改正規定は、令和4年12月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1—1(第11条関係) 一般職本給表(一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額	本給月 額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300		

27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		

62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							

97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再 雇 用 職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考

(1) この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(2) 2級の1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額にかかわらず、189,700円とする。

別表第1—2(第11条関係) 一般職本給表(二)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用		円	円	円	円	円
職員以 外の職 員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500

28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500

63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	

98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	

	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再雇用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作、大学内の建物の監視その他の業務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第2—1(第11条関係) 海事職本給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900	416,400	488,500
	2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100	418,900	490,300
	3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200	421,500	492,200
	4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600	424,000	494,100
	5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500	426,200	495,900
	6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500	428,600	497,300
	7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500	431,000	498,700
	8	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300	433,400	500,000
	9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900	435,100	501,200
	10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600	437,200	502,500
	11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100	439,400	503,800
	12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300	441,600	505,100
	13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000	443,300	506,400
	14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700	445,500	507,500
	15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500	447,600	508,600
	16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200	449,800	509,600
	17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000	451,900	510,600
	18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000	454,200	511,700
	19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000	456,500	512,900
	20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000	458,700	513,900
	21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500	460,900	514,900

22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400	462,700	515,800
23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200	464,400	516,700
24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200	466,100	517,500
25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700	467,500	518,200
26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200	468,800	518,800
27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900	470,000	519,400
28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600	471,100	520,000
29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600	472,200	520,600
30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200	473,200	
31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700	474,200	
32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300	475,400	
33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800	475,700	
34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100	476,700	
35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400	477,800	
36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600	478,900	
37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800	479,800	
38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800	480,700	
39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800	481,600	
40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800	482,500	
41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200	483,300	
42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800	484,000	
43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500	484,700	
44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200	485,400	
45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800	485,900	
46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100	486,500	
47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700	487,100	
48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200	487,700	
49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500	488,000	
50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200	488,600	
51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900	489,300	
52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600	489,800	
53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200	490,300	
54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900	491,000	
55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600	491,300	
56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200	491,900	

57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600	492,400
58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300	
59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000	
60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700	
61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100	
62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400	
63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700	
64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000	
65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200	
66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500	
67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800	
68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100	
69	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300	
70			369,600	422,000	449,600	
71			370,000	422,600	449,900	
72			370,300	423,200	450,100	
73			370,800	423,700	450,300	
74			371,000	424,300		
75			371,500	424,800		
76			371,900	425,400		
77			372,200	425,900		
78			372,700	426,500		
79			373,200	427,200		
80			373,700	427,800		
81			374,200	428,100		
82			374,600	428,700		
83			375,100	429,400		
84			375,600	430,000		
85			376,000	430,400		
86			376,500	430,900		
87			376,900	431,600		
88			377,400	432,300		
89			377,900	432,500		
90			378,400			
91			378,900			

92				379,400				
93				379,700				
94				380,100				
95				380,600				
96				381,000				
97				381,500				
98				381,800				
99				382,300				
100				382,700				
101				383,300				
再雇用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700	463,700

備考 この表は、かごしま丸、南星丸に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で別に定めるものに適用する。

別表第2-2(第11条関係) 海事職本給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	154,300	199,100	233,100	265,700	297,400	324,200
	2	155,300	201,300	234,500	267,100	298,700	325,800
	3	156,500	203,500	235,900	268,600	300,100	327,300
	4	157,500	205,700	237,000	270,300	301,500	328,600
	5	158,500	207,800	238,000	271,700	302,500	330,000
	6	159,800	209,600	239,600	273,600	303,800	331,200
	7	161,100	211,500	241,300	275,300	304,900	332,500
	8	162,400	213,400	242,800	276,800	306,100	333,600
	9	163,500	215,100	244,300	277,900	307,200	335,300
	10	165,000	216,600	245,800	279,700	308,300	336,700
	11	166,700	218,100	247,600	281,400	309,400	338,100
	12	168,300	219,600	249,200	283,100	310,500	339,500
	13	169,600	221,000	250,800	284,300	311,200	341,000
	14	171,100	222,300	252,600	285,800	312,200	342,500
15	172,700	223,600	254,400	287,300	312,900	343,800	

16	174,300	224,800	256,100	288,800	313,700	345,100
17	175,700	225,600	257,500	289,900	314,600	346,500
18	177,400	226,900	259,400	291,300	315,300	347,800
19	179,100	228,300	261,300	292,500	316,000	348,800
20	180,800	229,600	262,900	293,800	316,500	349,700
21	182,400	230,500	264,400	294,900	317,100	351,000
22	184,400	231,800	265,800	296,100	317,600	352,600
23	186,300	233,200	267,300	297,600	318,300	354,200
24	188,200	234,500	269,000	298,900	318,900	355,800
25	189,900	235,800	270,500	299,900	319,600	356,900
26	191,500	237,100	272,300	301,200	320,200	358,500
27	193,300	238,500	274,000	302,300	320,900	360,000
28	195,100	239,900	275,600	303,500	321,500	361,500
29	196,600	240,900	276,600	304,700	322,300	362,900
30	198,500	242,400	278,400	305,400	323,000	364,200
31	200,500	243,800	279,800	306,400	323,600	365,600
32	202,500	245,100	281,300	307,300	324,100	367,100
33	204,300	246,100	282,600	308,200	324,900	368,000
34	205,900	247,000	283,900	308,800	325,600	369,000
35	207,800	247,700	285,400	309,400	326,300	370,200
36	209,500	248,700	286,700	310,000	326,900	371,300
37	210,900	249,400	287,900	311,000	327,300	372,200
38	212,500	250,700	289,200	311,900	327,700	373,200
39	214,000	251,800	290,200	312,600	328,200	374,200
40	215,600	253,000	291,300	313,600	328,900	375,300
41	217,000	253,700	292,900	314,400	329,500	376,200
42	218,500	255,000	293,900	314,900	330,400	377,200
43	220,100	256,200	295,200	315,700	331,200	378,100
44	221,700	257,500	296,300	316,500	332,000	379,100
45	223,100	258,400	297,500	317,300	332,700	380,100
46	224,300	259,600	298,400	318,000	333,500	380,900
47	225,500	260,900	299,500	318,600	334,200	381,900
48	226,800	262,000	300,400	319,100	335,000	382,800
49	228,200	262,800	301,400	319,600	335,500	383,600
50	229,400	264,100	302,500	320,000	336,000	384,600

51	230,300	265,400	303,200	320,500	336,600	385,400
52	231,400	266,700	304,400	321,000	337,100	386,100
53	232,700	267,600	305,600	321,500	337,400	387,100
54	233,900	268,800	306,400	322,300	337,800	387,900
55	235,100	270,000	307,300	323,100	338,400	388,800
56	236,300	270,900	308,100	323,800	339,000	389,500
57	237,400	271,700	309,000	324,100	339,300	390,400
58	238,600	272,800	309,800	324,700	339,900	391,200
59	239,800	273,800	310,700	325,200	340,500	392,000
60	241,000	274,700	311,500	325,900	341,100	392,800
61	242,100	275,700	312,100	326,400	341,300	393,300
62	243,200	276,700	312,700	326,900	341,700	394,000
63	244,100	277,600	313,500	327,400	342,000	394,600
64	245,100	278,600	314,300	327,700	342,500	395,300
65	245,700	279,900	315,000	327,900	342,700	395,900
66	246,500	280,800	315,900	328,200	343,100	396,400
67	247,300	281,800	316,700	328,800	343,500	396,800
68	248,100	282,600	317,600	329,400	343,900	397,300
69	248,800	283,400	318,400	329,800	344,400	398,000
70	249,400	284,100	319,100	330,200	344,800	
71	250,000	284,900	319,600	330,600	345,200	
72	250,800	285,600	320,300	331,000	345,700	
73	251,600	286,300	320,500	331,200	346,300	
74	251,900	286,900	321,000	331,400	346,800	
75	252,200	287,500	321,400	331,600	347,300	
76	252,500	287,900	321,700	331,800	347,700	
77	252,800	288,400	322,200	332,200	348,000	
78	253,100	288,800	322,500	332,400	348,400	
79	253,400	289,200	323,100	332,700	348,800	
80	253,700	289,500	323,700	333,000	349,200	
81	254,000	290,000	324,300	333,300	349,600	
82	254,300	290,600	324,700	333,700	349,900	
83	254,500	291,000	325,000	334,000	350,300	
84	254,800	291,500	325,300	334,400	350,700	
85	255,100	291,900	325,500	334,700	351,100	

86		292,200	325,800	335,000	351,500	
87		292,500	326,000	335,400	351,900	
88		292,800	326,300	335,800	352,300	
89		293,000	326,600	336,000	352,700	
90		293,200	326,900	336,300		
91		293,600	327,100	336,600		
92		293,900	327,400	337,000		
93		294,100	327,600	337,400		
94		294,500	327,800	337,600		
95		294,900	328,200	337,900		
96		295,300	328,600	338,200		
97		295,500	328,800	338,500		
98		295,700	329,100	338,800		
99		295,900	329,500	339,100		
100		296,200	329,900	339,400		
101		296,600	330,100	339,600		
102		296,900	330,300	339,900		
103		297,100	330,500	340,200		
104		297,300	330,700	340,500		
105		297,600	331,100	340,700		
106			331,300	341,100		
107			331,500	341,300		
108			331,800	341,500		
109			332,100	341,800		
110			332,400			
111			332,700			
112			333,000			
113			333,200			
再雇用職員	215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000

備考 この表は、かごしま丸、南星丸に乗り組む職員(海事職員本給表(一)の適用を受ける者を除く。)に適用する。

別表第3—1(第11条関係) 教育職本給表(一)

職員の	職務の	1級	2級	3級	4級	5級	6級
-----	-----	----	----	----	----	----	----

区分	級						
	号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000	534,400
	2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300	537,400
	3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700	540,500
	4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200	543,600
	5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300	546,600
	6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800	549,000
	7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000	551,500
	8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500	553,900
	9	195,600	237,600	301,600	349,800	424,200	556,200
	10	198,100	240,000	304,000	352,500	426,700	558,000
	11	200,800	242,400	306,400	355,200	429,000	559,900
	12	203,400	244,800	308,900	358,200	431,300	561,800
	13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700	563,500
	14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900	564,900
	15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100	566,200
	16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400	567,400
	17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500	568,700
	18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900	569,500
	19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200	570,200
	20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600	570,900
	21	220,500	268,300	326,300	377,600	450,700	571,700
	22	222,400	271,300	328,700	379,400	453,000	
	23	224,300	274,200	330,900	380,900	455,400	
	24	226,200	277,100	333,300	382,100	457,700	
	25	228,000	279,700	335,300	383,500	459,700	
	26	230,100	282,300	337,300	385,300	461,900	
	27	232,200	284,800	339,400	387,100	464,000	
	28	234,300	287,400	341,800	389,000	466,200	
	29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300	
	30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600	
	31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800	
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900		

33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500
39	254,800	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,400	312,800	364,400	408,400	491,300
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,500	316,800	373,600	415,300	500,700
46	265,000	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,500	318,600	376,900	418,300	504,300
48	267,800	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,300	320,400	380,200	421,300	507,900
50	269,800	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,400	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,100	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,700	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,800	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,500	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,300	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,200	334,100	402,900	437,100	530,000
66	281,900	335,200	404,000	438,100	530,900
67	282,900	335,900	405,000	439,100	531,800

68	283,800	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,100	349,800	415,600	451,800	
83	297,000	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,100	352,400	416,600	453,100	
86	298,900	353,000	417,000	453,500	
87	299,700	353,600	417,400	453,900	
88	300,600	354,200	417,800	454,200	
89	301,500	354,800	418,100	454,500	
90	302,100	355,200	418,500	454,800	
91	302,800	355,600	418,900	455,300	
92	303,400	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,700	357,000	419,900	456,200	
95	305,400	357,500	420,200	456,500	
96	306,100	358,000	420,500	456,800	
97	306,300	358,600	420,800	457,100	
98	306,800	359,100	421,200	457,600	
99	307,300	359,500	421,500	457,900	
100	307,800	360,000	421,800	458,200	
101	308,100	360,400	422,100	458,500	
102	308,500	360,900	422,500		

103	308,800	361,200	422,800
104	309,400	361,700	423,100
105	309,800	362,200	423,400
106	310,200	362,600	423,800
107	310,500	363,100	424,100
108	310,900	363,600	424,400
109	311,100	364,000	424,700
110	311,500	364,500	425,000
111	311,900	365,000	425,300
112	312,300	365,400	425,600
113	312,600	365,800	425,900
114	313,000	366,200	426,200
115	313,300	366,700	426,500
116	313,600	367,100	426,800
117	313,900	367,500	427,000
118	314,300	367,900	
119	314,700	368,400	
120	315,100	368,800	
121	315,300	369,100	
122	315,500	369,500	
123	315,800	370,000	
124	316,100	370,300	
125	316,400	370,700	
126	316,600	371,200	
127	316,900	371,700	
128	317,300	372,100	
129	317,600	372,500	
130	317,900	373,000	
131	318,300	373,500	
132	318,500	374,000	
133	318,700	374,500	
134	319,000	375,000	
135	319,300	375,500	
136	319,500	376,000	
137	319,800	376,500	

	138	320,000	377,000				
	139	320,300	377,500				
	140	320,600	378,000				
	141	320,900	378,500				
	142	321,300					
	143	321,700					
	144	322,100					
	145	322,300					
	146	322,700					
	147	323,000					
	148	323,400					
	149	323,600					
	150	324,000					
	151	324,300					
	152	324,700					
	153	324,900					
	154	325,300					
	155	325,700					
	156	326,100					
	157	326,300					
再雇用 職員		235,600	282,800	293,800	315,700	399,700	534,100

備考 この表は、大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手、教務職員に適用する。

別表第3—2(第11条関係) 教育職本給表(二)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	
		号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用 職員以 外の職 員			円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,300	416,600	
	2	165,900	209,100	334,500	418,600	
	3	167,400	210,700	336,600	420,600	
	4	168,900	212,400	338,600	422,400	
	5	170,500	214,200	340,700	423,900	
	6	172,400	215,900	342,500	425,600	
	7	174,200	217,700	344,300	427,500	

8	176,000	219,400	345,900	429,400
9	177,700	221,000	347,600	430,900
10	179,800	222,900	349,700	432,800
11	181,800	224,800	351,800	434,700
12	183,700	226,700	353,900	436,500
13	185,600	228,200	355,900	438,200
14	187,800	230,200	358,000	440,000
15	190,000	232,200	360,100	441,700
16	192,200	234,200	362,200	443,500
17	194,200	235,900	363,800	445,300
18	196,500	238,700	365,700	447,200
19	199,000	241,500	367,500	449,100
20	201,300	244,300	369,500	451,000
21	203,600	246,700	370,800	452,600
22	205,200	249,500	372,700	454,300
23	206,900	252,100	374,500	456,200
24	208,600	254,800	376,400	457,900
25	210,100	257,100	377,800	459,600
26	211,600	259,500	379,600	461,200
27	213,300	262,000	381,400	462,800
28	214,900	264,200	383,300	464,300
29	216,500	266,600	385,100	465,700
30	218,200	268,900	387,000	467,000
31	219,900	271,100	388,900	468,300
32	221,600	273,200	390,900	469,600
33	223,000	275,200	392,800	470,700
34	224,800	277,500	394,400	471,400
35	226,600	279,700	395,900	472,100
36	228,300	281,700	397,600	472,800
37	229,800	283,900	399,000	473,400
38	231,600	285,600	400,500	
39	233,400	287,500	401,900	
40	235,200	289,300	403,200	
41	236,800	290,800	404,600	
42	238,500	292,900	406,000	

43	240,100	294,900	407,400
44	241,700	297,100	408,900
45	242,900	299,100	410,300
46	244,200	301,500	411,800
47	245,500	303,700	413,300
48	246,600	306,300	414,900
49	248,000	308,600	416,400
50	249,400	311,000	418,100
51	250,600	313,300	419,800
52	252,000	315,500	421,400
53	253,100	317,500	422,800
54	254,300	319,300	424,400
55	255,600	320,900	426,000
56	256,600	322,500	427,600
57	257,800	324,300	429,200
58	258,500	326,400	430,700
59	259,600	328,500	431,900
60	260,600	330,500	433,100
61	261,800	332,500	434,200
62	262,700	334,600	435,600
63	263,800	336,800	437,100
64	264,600	339,000	438,400
65	265,900	340,700	439,400
66	267,300	342,900	440,700
67	268,700	344,900	441,900
68	270,300	347,100	443,100
69	271,600	348,900	444,100
70	272,800	350,800	445,300
71	274,000	352,800	446,500
72	275,200	354,800	447,700
73	276,400	356,500	448,900
74	277,600	358,400	449,400
75	278,900	360,200	449,800
76	279,900	362,100	450,200
77	280,800	363,900	450,900

78	281,900	365,600
79	283,000	367,300
80	284,100	368,900
81	285,000	370,300
82	286,300	371,900
83	287,600	373,500
84	288,900	375,000
85	289,600	376,100
86	290,800	377,500
87	291,800	378,900
88	293,000	380,200
89	294,000	381,400
90	295,100	382,700
91	296,300	383,900
92	297,500	385,200
93	298,100	386,200
94	299,000	387,500
95	300,000	388,900
96	301,100	390,200
97	302,300	391,500
98	303,400	392,500
99	304,400	393,600
100	305,500	394,600
101	306,400	395,300
102	307,500	396,300
103	308,600	397,400
104	309,600	398,500
105	310,200	399,500
106	311,000	400,300
107	311,800	401,100
108	312,500	401,900
109	313,500	402,700
110	313,700	403,600
111	314,200	404,400
112	314,800	405,200

113	315,400	406,100
114	315,900	406,800
115	316,500	407,500
116	317,100	408,200
117	317,500	408,600
118	318,000	409,200
119	318,400	409,700
120	318,900	410,200
121	319,200	410,500
122	319,800	410,800
123	320,400	411,100
124	321,000	411,300
125	321,400	411,500
126	321,700	411,800
127	322,000	412,100
128	322,200	412,300
129	322,400	412,500
130	322,700	412,800
131	323,000	413,100
132	323,300	413,300
133	323,500	413,500
134	323,700	413,800
135	323,900	414,100
136	324,300	414,300
137	324,500	414,500
138	324,700	414,800
139	325,000	415,100
140	325,300	415,300
141	325,500	415,500
142	325,700	415,800
143	326,000	416,100
144	326,200	416,300
145	326,500	416,500
146	326,700	
147	326,900	

	148	327,100			
	149	327,500			
	150	327,700			
	151	327,900			
	152	328,200			
	153	328,500			
再雇用 職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考

(1) この表は、特別支援学校に勤務する校長(専任に限る。)、副校長、教諭、養護教諭に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3—3(第11条関係) 教育職本給表(三)

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,300
	3	167,400	184,400	301,400	409,900
	4	168,900	186,600	303,800	411,500
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,700	308,400	414,000
	7	174,200	192,900	310,700	415,500
	8	176,000	195,100	312,800	417,100
	9	177,700	197,100	314,900	418,400
	10	179,800	199,700	317,200	419,900
	11	181,800	202,300	319,600	421,400
	12	183,700	204,900	322,100	422,800
	13	185,600	207,400	324,500	424,300
	14	187,800	209,100	326,400	425,600
	15	190,000	210,700	328,300	426,900
	16	192,200	212,400	330,400	428,200
	17	194,200	214,200	332,300	429,500

18	196,500	215,900	334,500	430,800
19	199,000	217,700	336,600	432,000
20	201,300	219,400	338,600	433,300
21	203,600	221,000	340,700	434,400
22	205,200	222,900	342,500	435,600
23	206,900	224,800	344,300	437,000
24	208,600	226,700	345,900	438,300
25	210,100	228,200	347,600	439,600
26	211,600	230,200	349,400	440,800
27	213,300	232,200	351,300	441,800
28	214,900	234,200	353,200	442,900
29	216,400	235,900	355,000	443,900
30	218,100	238,700	356,800	444,700
31	219,800	241,500	358,500	445,500
32	221,500	244,300	360,400	446,400
33	222,800	246,700	361,700	447,300
34	224,500	249,500	363,400	447,800
35	226,200	252,100	364,900	448,300
36	227,800	254,800	366,700	448,800
37	229,200	257,100	368,500	449,300
38	230,900	259,500	370,100	
39	232,600	262,000	371,500	
40	234,300	264,200	373,200	
41	235,800	266,600	374,100	
42	237,500	268,900	375,500	
43	239,100	271,100	376,900	
44	240,700	273,200	378,400	
45	242,300	275,200	379,700	
46	243,800	277,500	381,400	
47	245,100	279,700	383,100	
48	246,400	281,700	384,700	
49	247,500	283,900	386,100	
50	248,800	285,600	387,600	
51	250,200	287,500	389,100	
52	251,300	289,300	390,500	

53	252,400	290,800	391,400
54	253,800	292,900	392,800
55	254,800	294,900	394,100
56	255,800	297,100	395,100
57	257,000	299,100	396,200
58	258,000	301,500	397,300
59	259,100	303,700	398,400
60	260,100	306,300	399,700
61	261,200	308,600	400,800
62	261,900	311,000	402,000
63	262,800	313,300	403,400
64	263,400	315,500	404,700
65	264,500	317,500	406,100
66	265,900	319,300	407,300
67	267,000	320,900	408,500
68	268,300	322,500	409,600
69	269,800	324,300	410,600
70	271,300	326,400	411,700
71	272,600	328,500	412,800
72	274,000	330,500	413,900
73	274,800	332,400	414,800
74	275,800	334,500	415,600
75	277,000	336,700	416,300
76	278,000	338,900	416,800
77	279,200	340,700	417,100
78	280,200	342,600	417,600
79	281,400	344,300	418,100
80	282,300	346,100	418,600
81	283,400	347,900	418,800
82	284,200	349,800	419,100
83	285,200	351,300	419,500
84	286,200	353,200	419,700
85	287,100	354,400	420,000
86	288,000	356,000	420,400
87	288,700	357,500	420,800

88	289,700	359,000	421,100
89	290,700	360,300	421,500
90	291,600	361,600	421,800
91	292,500	363,000	422,100
92	293,300	364,400	422,300
93	293,600	365,900	422,500
94	294,300	367,200	
95	295,000	368,500	
96	295,800	369,700	
97	296,600	370,500	
98	297,400	371,600	
99	298,200	372,700	
100	298,900	373,800	
101	299,800	374,400	
102	300,300	375,300	
103	300,800	376,200	
104	301,300	377,100	
105	301,500	378,000	
106	301,800	379,000	
107	302,100	379,900	
108	302,300	380,900	
109	302,500	381,900	
110	302,700	382,800	
111	302,900	383,700	
112	303,200	384,600	
113	303,500	385,300	
114	303,700	386,300	
115	304,000	387,300	
116	304,300	388,300	
117	304,700	389,100	
118	305,000	389,700	
119	305,300	390,400	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	

123	306, 200	393, 200	
124	306, 500	393, 900	
125	306, 800	394, 400	
126		395, 200	
127		395, 800	
128		396, 500	
129		397, 200	
130		397, 700	
131		398, 100	
132		398, 500	
133		399, 000	
134		399, 300	
135		399, 600	
136		399, 900	
137		400, 200	
138		400, 500	
139		400, 800	
140		401, 100	
141		401, 400	
142		401, 700	
143		402, 000	
144		402, 300	
145		402, 500	
146		402, 800	
147		403, 100	
148		403, 300	
149		403, 500	
150		403, 800	
151		404, 100	
152		404, 300	
153		404, 500	
154		404, 800	
155		405, 100	
156		405, 300	
157		405, 500	

再雇用職員		225,200	271,100	324,400	405,200
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考

- (1) この表は、中学校、小学校、幼稚園に勤務する校長(専任に限る。)、園長(専任に限る。)、副校長、副園長、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4-1(第11条関係) 医療職本給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再 雇 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500	

22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		

57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		

92		290,900	327,600	348,300					
93		291,300	327,900	348,700					
94		291,500	328,100	349,000					
95		291,700	328,500	349,300					
96		292,000	328,800	349,600					
97		292,400	329,000	349,900					
98		292,700	329,300	350,300					
99		292,900	329,600	350,700					
100		293,200	329,900	351,100					
101		293,500	330,100	351,600					
102		293,700	330,400	352,000					
103		293,900	330,800	352,400					
104		294,200	331,000	352,800					
105		294,500	331,200	353,300					
106			331,400						
107			331,800						
108			332,000						
109			332,200						
110			332,600						
111			333,000						
112			333,400						
113			333,600						
再 雇 用 職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院、保健管理センター等に勤務する薬剤師、栄養士、その他別に定める医療技術職員に適用する。

別表第4-2(第11条関係) 医療職本給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇 用職		円	円	円	円	円	円	円
1		169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100

員以 外の 職員	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500

37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		

72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	

107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				

142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再雇用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、保健管理センター等に勤務する助産師、看護師、准看護師に適用する。

別表第5 本給の調整額(第21条関係)

勤務箇所	職員	調整数
------	----	-----

1 各学部等	(1)大学院の研究科の授業を常時担当するもの及びこれに準ずる者で教授、准教授、講師又は助教(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの(学長の定める者に限る。)	3
	(2)大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程、大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3)大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。) (4)大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で学長の定めるもの	1
2 水産学部	(1)練習船に乗り組み、実習生を直接教育する教員である船長、航海士	2
	(2)練習船に乗り組む職員で海事職本給表(二)の適用を受けるもの	2
3 先端科学研究推進センター	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(学長の定める者に限る。)	1
4 大学院医歯学総合研究科	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
5 附属病院	(1)結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2)結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師 (3)結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 (4)危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及び病理細菌技術者の助手 (5)放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患	2

	<p>者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその補助業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者の助手</p> <p>(6)集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(ICU及びNICUに限る。)(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長並びに集中治療病棟に勤務する看護師、助産師、准看護師及び看護助手</p> <p>(7)集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(学長の定める者に限る。))並びに患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とするもの</p> <p>(8)受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員(学長の定める者に限る。)</p>	1
6 教育学部 附属特別支 援学校	<p>(1)特殊教育に直接従事することを本務とする教諭及び助教諭</p> <p>(2)養護教諭及び養護助教諭</p>	2

別表第6 調整基本額表(第21条関係)

一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円
10級	15,900円

一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,000円
2 級	7,400円
3 級	8,500円

4 級	8,700円
5 級	9,600円

海事職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,600円
3 級	10,600円
4 級	12,200円
5 級	12,800円
6 級	14,100円
7 級	15,200円

海事職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	7,800円
3 級	9,200円
4 級	9,500円
5 級	9,900円
6 級	10,800円

教育職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円
6 級	16,300円

教育職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,000円
4 級	13,100円

教育職本給表(三)

職務の級	調整基本額
------	-------

1 級	8,400円
2 級	11,000円
3 級	11,500円
4 級	12,700円

医療職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円
8 級	13,800円

医療職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円
7 級	12,500円

別表第7 管理職手当(第22条関係)

組織	職名	区分
	副学長	3 種
	学長補佐	6 種
事務局	事務局長	1 種
	部長	2 種
	課長	4 種
	総務部労務調査室長	
附属図書館	館長	2 種
学部	学部長	2 種
	副学部長	7 種
	事務部長	2 種

	課長	4種
	事務長	4種
	学科長	7種
	教育研究評議員	4種
附属病院	病院長	2種
	副病院長	7種
	事務部長	2種
	課長	4種
	薬剤部長	4種
	看護部長	2種
	副看護部長	4種
	臨床技術部長	4種
大学院	研究科長 ※	3種
	副研究科長	7種
	事務部長	2種
	課長	4種
教育学部附属学校	校長	4種
	副校長	4種
	副園長	5種
	教頭	5種
機構、学内共同教育研究施設及び学部等附属教育研究施設(以下「施設等」という。)	学長が別に定める基準により決定された施設等の長	4種又は5種
ヒトレトロウイルス学共同研究センター	センター長	4種
	キャンパス長	6種
附属練習船	かごしま丸船長	2種
	南星丸船長	3種
	かごしま丸機関長	3種
	南星丸機関長	4種
監査室	室長	4種

※ 別に定める職員は、上位の支給区分とする。

別表第7の2 管理職手当(第22条関係)

1 一般職本給表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
9級	1種	130,300円

8 級	1 種	117,100円
	2 種	94,000円
7 級	2 種	88,500円
	3 種	77,400円
6 級	2 種	83,100円
	3 種	72,700円
	4 種	62,300円
5 級	3 種	69,400円
	4 種	59,500円
	5 種	49,600円
4 級	5 種	46,300円

2 海事職本給表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
6 級	2 種	99,400円
	3 種	87,000円
5 級	2 種	92,700円
	3 種	81,100円
	4 種	69,500円
4 級	3 種	74,900円
	4 種	64,200円

3 教育職本給表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
5 級	2 種	106,900円
	3 種	93,500円
	4 種	80,200円
	5 種	66,800円
	6 種	40,100円
	7 種	26,700円
4 級	2 種	91,700円
	3 種	80,300円
	4 種	68,800円
	5 種	57,300円
	6 種	34,400円

ただし、教育学部附属学校校長は86,800円とする。

4 教育職本給表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
4級	4種	68,300円
3級	4種	65,000円
	5種	54,400円
2級	5種	52,200円

5 教育職本給表(三)

職務の級	区分	管理職手当額
4級	4種	65,200円
3級	4種	64,500円
	5種	53,800円
2級	5種	51,100円

6 医療職本給表(一)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	4種	65,700円
6級	4種	62,300円
	5種	51,900円
5級	4種	58,900円
	5種	49,100円

7 医療職本給表(二)

職務の級	区分	管理職手当額
7級	2種	88,300円
6級	2種	86,700円
5級	2種	79,000円
	4種	59,200円
4級	4種	53,700円

別表第8 初任給調整手当(第23条関係)

期間の区分	金額
6年未満	50,800円
6年以上7年未満	49,000円
7年以上8年未満	47,200円
8年以上9年未満	45,400円
9年以上10年未満	43,600円
10年以上11年未満	41,800円
11年以上12年未満	40,000円
12年以上13年未満	38,200円

13年以上14年未満	36,400円
14年以上15年未満	35,000円
15年以上16年未満	33,600円
16年以上17年未満	32,200円
17年以上18年未満	30,800円
18年以上19年未満	29,400円
19年以上20年未満	28,000円
20年以上21年未満	26,600円
21年以上22年未満	26,000円
22年以上23年未満	25,400円
23年以上24年未満	24,400円
24年以上25年未満	23,800円
25年以上26年未満	23,200円
26年以上27年未満	22,600円
27年以上28年未満	22,000円
28年以上29年未満	21,200円
29年以上30年未満	20,900円
30年以上31年未満	20,500円
31年以上32年未満	19,900円
32年以上33年未満	19,000円
33年以上34年未満	18,100円
34年以上35年未満	17,400円

別表第9 特殊勤務手当(第29条関係)

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
高所作業手当	①農学部又は大学院連合農学研究科に所属する職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。	220円	1日
	②①の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。	320円	
	③施設部に所属する職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。	200円	
	④③の作業が地上30メートル以上の箇所	300円	

	で行われたとき。			
死体処理手当	①医歯学総合研究科の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている一般職本給表の適用を受ける職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。 ②一般職本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。(ただし、同一の日に①の作業及び②の作業に従事した場合には、②の作業に係る手当は支給しない。)		3,200円	1日
			1,000円	
放射線取扱手当	①診療放射線技師若しくはエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。 ②職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該職員が従事した放射線業務(①の業務を除く。)		230円	1日
山上等作業手当	一般職本給表の適用を受ける職員が、農学部附属演習林高隈演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。		260円	1日
夜間看護等手当	助産師、看護師又は准看護師が、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	7,300円	1回
		深夜における勤務時間が4時間以上	3,550円	
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	3,100円	
		深夜における勤務時間が2時間未満	2,150円	

	職員が、上記の勤務の交替に伴う通勤(自動車等を利用する場合を除く。)を行う場合には、通勤距離に応じて次の額を加算する。	通勤距離が片道 2 km以上 5 km未満 通勤距離が片道 5 km以上 10km未満 通勤距離が片道10km以上	380円 760円 1,140円	
教員特殊業務手当	附属小学校、中学校、特別支援学校又は幼稚園に所属する副校長、副園長又は教頭が学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に従事したとき。		1,200円	1日
多学年学級担当手当	附属小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭又は助教諭で次の各号に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事したとき。 1 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者 2 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者	1 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	350円	1日
		2 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	290円	
手術部看護手当	附属病院に勤務する医療職(二)本給表の適用を受ける職員が、手術部における看護業務に従事したとき。		10,000円	1月
特定看護師手当	看護師長、副看護師長、助産師又は看護師(以下「看護師長等」という。)が保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関を修了し、厚生労働省の「看護師特定行為」の対象となる行為・業務に従事したとき。	大学院NPコースを修了した看護師長等	30,000円	1月
		区分別研修又は領域別パッケージ研修を修了し、5年以上経過している看護師長等	10,000円	
専門看護師	公益社団法人日本看護協会による専門看	専門看護師の認定を受	10,000円	1月

等手当	<p>護師若しくは認定看護師の認定を受けている看護師長等又は日本精神科看護協会による認定看護師の認定を受けている看護師長等で、当該認定に係る看護分野の業務に従事したとき。ただし、看護師長等が専門看護師及び認定看護師の認定を受けている場合は、専門看護師に係る専門看護師等手当のみを支給する。</p>	<p>けている看護師長等</p>	0円	
		<p>認定看護師の認定を受けている看護師長等 (ただし、認定看護師教育課程修了後5年以上経過した者)</p>	5,000円	
新型コロナウイルス感染症業務従事手当	<p>①新型コロナウイルス感染症と診断された患者の診療、看護、検査等の業務であって、その身体に接触する業務又は長時間にわたり接して行う業務その他これらに準ずる業務に従事したと病院長が認めたとき。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者の診療、看護、検査等の業務であって、その身体に接触する業務又は長時間にわたり接して行う業務その他これらに準ずる業務に従事したと病院長が認めたとき。ただし、同一の日に①の業務及び②の業務に従事した場合には、②の業務に係る手当は支給しない。</p>		4,000円	1日
			2,000円	

別表第10 期末手当(第40条関係)

1 一般職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
一般職(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
一般職(二)	5級	
一般職(一)	3級	100分の5
一般職(二)	4級・3級	

2 海事職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
海事職(一)	7級	100分の20
海事職(一)	6級	100分の15

海事職(一)	5級・4級	100分の10
海事職(二)	6級	
海事職(一)	3級	100分の5
海事職(二)	5級・4級	

3 教育職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
教育職(一)	5級	100分の15
教育職(二)	4級	
教育職(三)		
教育職(一)	4級・3級	100分の10
教育職(二)	3級	
教育職(三)		
教育職(一)	2級・1級	100分の5
教育職(二)	2級	
教育職(三)		

備考 本給表欄及び職務の級欄の一般職本給表(二)3級、教育職本給表(一)2級及び1級、教育職本給表(二)2級及び教育職本給表(三)2級の職員の加算割合適用については、学長が定める経験年数以上の者に限る。

4 医療職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
医療職(一)	6級以上	100分の15
医療職(二)	6級以上	
医療職(一)	5級	100分の10
医療職(二)	5級・4級	
医療職(一)	4級・3級・2級	100分の5
医療職(二)	3級・2級	

備考 本給表欄及び職務の級欄の医療職本給表(一)2級及び医療職本給表(二)2級の職員の加算割合適用については、学長が定める経験年数以上の者に限る。